



2024年12月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 本 逸 郎
(コード番号: 3857 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執 行 役 員 丹 代 武
電 話 0 3 - 6 7 5 7 - 0 1 0 0

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、2025年3月中旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年1月23日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日： 2025年1月8日（水曜日）
- (2) 基準日： 2025年1月23日（木曜日）
- (3) 公告方法： 電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。

<https://www.lac.co.jp/ir/koukoku.html>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案について

2024年11月26日付プレスリリース「KDD I株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、KDD I株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2024年11月26日に公表した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、公開買付者が当社株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、①公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売

り渡すことを請求（以下「株式等売渡請求」といいます。）する予定とのことです。一方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に対して要請（以下「本要請」といいます。）する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

この度、当社は、本要請に基づき本臨時株主総会を開催する場合に備えて、上記「1. 本臨時株主総会に係る基準日等について」に記載のとおり、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

ただし、本公開買付けが成立しない場合、又は、本公開買付けが成立し、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%以上となり、公開買付者が株式等売渡請求を行う場合、当社は、本臨時株主総会を開催せず、上記基準日についても利用しない予定です。

以上